

**地引絵図の作成** しかし、県は、この期に及んで事業推進に強硬であり、同十四日には、官員の実地点検の用に供すべく、さらに、村々に地引絵図の作成提出を命じた（前掲山口忠一家文書および同山口匡一家文書）。

記

今般地券渡方ニ付而ハ、追而現地及点検候条、地引絵図取調、無税地・小物成場等詳細色分之上、精々取調出来次第、早々可差出候、此廻章村下令請印、至急廻達留り村々可相返もの也

明治六年二月十四日

足柄県庁圖  
村々

こうして、各町村では地券交付のための、「田畑山林一筆限取調代金書上帳」（当初の「小前一筆限帳」）、「一郡表」作成のための「高反別貢米永并作徳取調書上」の作成に加え、さらに地引絵図の調製も命じられた。これらに要した労力と入費はばく大なものであったと思われる。

地引絵図は、村内すべての土地、「田畑山林其外共反別番号字持主姓名」を、「多人数にて墓地にいたし又は斃牛馬捨場等に至迄寸地も漏落これなき様、詳細実地書載」することが要求された。そして、さらに「地引帳」を作り、これに、地引絵図へ記載した場所を官員の「御検査順次宜敷案内の都合を注意致し、不順不都合これなき様」に、すべて書載することが命じられた（「地方要誌」前掲山口忠一家文書）。しかし、地引絵図・地引帳作成の作業は、これを命じた奥廻達が「地券証御渡済相成候村方は、随つて村々実地検査これあり候に付」、これらを作成せよとしていることから、地引絵図・地引帳完成に先立ち、まず地券状が、「田畑山林一筆限取調代金書上帳」の完成した村へ下付されたと思われる。そして、管下各町村への地券下付完了に先立ち、地租改正法が公布されたために、地引絵図・地引帳作成作業は中絶され、後に地租改正のための作業として改めて

始められることになる。

地券の交付

一八七三（明治六）年九月、松方租税権頭への柏木足柄県権令の進達によれば（『静岡県史料』、国立公文書館蔵『明治初期静岡県史料』第一巻）、この時点で相模・伊豆の両国を含む「管下ノ半ハ地券渡済」みとなっており、一八七三年中には悉皆下付が完了する見込みであること、しかし、地引絵図提出は、まだ「管内纔ニ四分ノ一」程度にすぎず、しかもそのうち、「疎脱対照ニ供シ難」いものも多数あるとしている。

大住郡上糟屋村士族上知分（二大区小七区）のばあいは、地券は、一八七三年十月十日に下付された（地券御渡ニ付差上候受書控）前掲山口匡一家文書）。このとき、村方は、次のような受書を、足柄県権令あてに提出して同村分の地券証一六二六枚を受け取り、さらに以上の分の地券証印税計八九円を上納した。

今般地券御渡相成候ニ付、大切ニ所持可致は勿論、万一水難・火盗難等ニ而地券を失ひ候節は、二人以上之証人を立、村役人連印を以御書替之儀奉願事

但し、右失ひ候分、後日相知れ候ハ、速ニ御届可申候也

- 一 地券御渡ニ付、書立候外落地等一切無御座候事
  - 一 地券御渡し之後ニおゐて、隠田も有之候節は御規約之通、御処分被 仰出候事
  - 一 地所外国人江対し売渡、并金銀取引之為地券等書入いたし候儀は、決而不相成候事
- 右之趣堅ク可相守旨、被仰渡承知奉畏候、若相背候ハ、何様之御処分ニも可被仰付候、仍而御受書差上候、如件

明治六年十月十日

大住郡上糟屋村

足柄県権令 柏木忠俊殿

戸長 山口 作 助印  
副 鷗川 九兵衛印  
小前惣代 大津 亀次郎印

このように県は、一八七三年七月地租改正法公布後も、ひき続き地券交付を行い、七四年五月に相豆全管への交付を完了した。一八七三年中にすでに全体の「十分ノ九ヲ下附シ僅ニ其一分ヲ残」す状態であったが、壬申地券にもとづく租税改正はしないことが歴然とした七四年になっても、最後までこれの交付を行ったのは、「地所売買質入等一國中所分不同ニテ民間不都合モ少カラズ渡シ方願ヒ出ルモノ多キヲ以テナリ」（前掲『静岡県史料』）という理由からであった。当初、政府の新税法実施のための手段という側面を強く持っていた地券交付が、実施過程で、おのずから人民土地所有権の確証という性格を強めるにいたったことがわかる。

#### 柏木権令の地 税法改正建言

これよりさき、一八七三（明治六）年四月、大蔵省が全国府県長官を召集し、地方官会同を開催したとき（この会同で地租改正法案が討議・決定された）、柏木忠俊足柄県権令も、「地券税施行方法実際ニおゐて着手順序見込御尋」に答えて、「地税法御改正之儀建言書」（静岡県田方郡韭山町 柏木俊孝家文書）を呈出した。ここで彼は、県下で交付中の壬申地券記載の「一筆限りノ段別ニ至リテハ悉ク現在実地適当ノモノト言フ可ラス、且其地価モ地ノ真価ニ非ス」（同建言書草稿には、さらに「今般相渡シ候券状面ノ段別ハ、従来税法ノ基本タル真価ヲ求ルノ準拠トナシ難キモノ多ク有之可申奉存候」の文言がみられる）といい、前述陸奥が各府県に内達した「地価取調規則」案による入札法の実施を提案している。権令柏木忠俊は、他の多くの府県長官とは経歴を異にし、江川太郎左衛門英龍・英敏の下で、相豆幕領を支配する韭山代官所の書記・公事掛・手代を歴任し、地方の事情に精通した者であるが、右提案の理由は、「辺境の愚夫・愚婦と雖も己れ所有の田畑その坪数を知らざるものこれなし、又その地価にをける自ら土地普通の品評あり、至て知り易いにもかかわらず、「唯上下の情貫徹せず細民狐疑を懐く」ために、官がそれを把握できないでいる、というものであった。それですす、「税額農に重きを御憐察、関東畑永を除の外、何程か御容赦成下され」と減税の実行を強く望み、農民の信頼を回復した上で、入札法によって土地の反別・真価

を求めるとを提案している。この根底には、明治政府の支配となつて以来新政施行によつて、租税・民費の負担が著しく増えて農民を苦しめており、ために農民は、政府不信の念を抱くにいたつてゐるという認識があつた。

抑モ近年民費ノ大ナル戸籍法ノ改革、戸口簿冊ノ新製、区長ノ俸給、丁兵ノ徵募、小学校ノ設立、物産ノ書上ケ、社寺上知ノ調査、及ヒ酒・醬油・絞油・廻船・猟銃ノ税・畑米石代ノ増税、地券調ヘノ村費・印税等民費ニ休息ヲ得ス、今般金銀貸借ノ証券及ヒ受取手形ノ類、総テ印紙買受粘着シ候様御布告有之、是亦多分ノ税上納ノ筋ニ相当リ申ス可クカ、如斯屢新税御取立相成候上ハ、従前重苛錯乱ヲ極メ候地稅ニ於テハ、此際ニ方リ、断然御決議ノ上、減税ノ御盛典御施行有之候様仕度、学校或ハ説教等厚ク御周施有之候得共、民衣食ヲ欠キ候様ニテハ、遷善改過ノ実効容易ニハ相立申マシク、方今ノ急務ハ民ヲシテ少シク休息ヲ得セシメ、地力ヲ尽シテ物産ヲ蕃殖スルニ在リ

という草稿の文言は、これをよくあらわしている。しかし、提出のときこの部分は大幅に削られ、きわめて微温な表現になつてしまつてゐる。

## 第三節 地租改正の実施

### 一 改租事業の着手

神奈川県・足柄  
両県での着手

神奈川県・足柄両県による管下への地租改正実施の布達は、地租改正法公布から八か月遅れた一八七四（明治七）年三月に、ほぼ同時に行われた。

三月三十一日、神奈川県は、「地価税則確定ニ付取調方并反別地価及ヒ無代価地反別書上雛形并地租改正規則」（『神奈川県布

『達全書目録』神奈川県立文化資料館蔵、『横浜市史』第三巻下 六五二ページ)を管下に布達した(全文は『資料編』16 近代・現代⑥財政・金融三頁)。それは、前文で、地租改正の主旨と、とくに地券渡済の村と未済の村とにかかわりなく、改めて「実地ノ反別地価取調」を行うことを明らかにし、これに「反別地価等書上方心得書布告」三四条と、それにもとづいて村方が作成する「反別地価書上帳」「無代価地反別書上帳」の雛形が付されている。前者は、各地目を通して一筆ごとに地番が打たれ、地引絵図のそれとあい照応するようになっていいる。なお、小作地には小作人名と捺印、小作米金額も記載される。後者は、官林・無税の溜池・堤敷・荒田畑・墓所地・茶毘敷地・死馬捨場を登載するが地番は付されない。これらは、「租税寮改正局日報」明治六年第四四号、同年十月四日指令千葉県伺の「地租改正ニ付人民心得書」(全三三條)、「地価取調帳」雛形(『明治初年地租改正基礎資料』上巻二九六ページ)とほぼ同じ内容で、神奈川県独自の特色はみられない(両県の大きな違いは、千葉県「地価取調帳」は、官林など無税地も一貫した地番を打ち、一帳に組み込んでいるが、神奈川県ではこれを二帳に分け、無代価地は地番を付せず作業の速成を図った点にあった。しかし、これは同年六月十六日の二二〇大区区长あて第一七四号達で訂正され、無代価地も一様に地番が付されることになり、千葉県雛形との違いは解消した)。

足柄県もまた、一八七四年三月十七日、管下一般に地租改正実施を布達した。同県では、神奈川県のように、とくに独自の規則を作成せず、次の廻達(『静岡県史料』国立公文書館蔵、『明治初期静岡県史料』第一巻)をしたに止まった。

先般地租改正被仰出候ニ付、千葉県伺御指令、人民心得書并地価取調絵図面等毎村一部ツ、案文布達置候ニ付、熟読了解致シ候儀ニ可有之、右ハ至大至重ノ事件ニテ、一時不容易手数ニ候得共、一旦調査出来候上ハ、地租ノ偏重偏軽ヲ免レ、後來ノ便利タル論ヲ俟ザル儀ニ付、区長ハ勿論、村々正副戸長等勉テ尽力、右案文ニ照準シ精密調査可致事

(以下、絵図作成・実地丈量・検査についての条略)

すなわち、とくに足柄県独自の心得書規則等は作成せず、前述千葉県の規則・雛形を、そのまま上木<sup>じよんぎ</sup>して、県下に廻達したのである。

こうして、両県はほぼ同時に管下への改租布達を行ったが、いずれも、「租税寮改正局日報」所載の千葉県何指令をモデルとしたもので、一般的な改租の方針・方法を示したに止まった。管下での実地着手には、さらに、管下の実情に即した具体的方法の指示を必要としたのである。

神奈川県で、改租事業の第一着をなす地引絵図編製についてこの具体的方法が示されたのは一八七四（明治七）年七月六日のことであった（後述）。同県の改租事業は、実際上はこの時をもって開始された。

足柄県では、前述のように、地租改正法公布後も、壬申地券交付を続け、完結させた。このため、「旧地券発行の業務、及社寺土地処分等の調査を畢らざるが故、着手遷延」し、県では、ようやく「明治七年十一月に於て土地丈量法人民心得書を起稿し、これが施行順序を内務卿に具陳し、一方人民に向けては懇篤改正法の旨趣を諭達し、郡村総代専担者等を公撰するの計画を示し、且庁内地租改正掛を置く」などの準備に入った。しかし、各村での作業開始を可能にする「地租改正地図調査其他達書」（全一三条）（「明治八年五月地券掛諸控 大矢武平」愛川町田代 大矢糸ひ家文書）が達せられたのは、実に一八七五年十月（愛甲郡第三大区事務扱所がこれを管下各小区へ順達したのが十月十七日、第一小区でこれを受領したのは同二十三日早朝）（「地方要誌」厚木市温水 山口忠一家文書）になってであった。しかも、千葉県雛形をもとに地租改正総代人・担当の県官らが考察を重ね作成した「地租御改正地引帳」・「地租改正字限絵図」雛形が、各村へ達せられたのは、同十二月三日のことである（前掲大矢家文書）。ここからすれば、足柄県での村方での改租事業の着手は、一八七五年十月または十二月ころであり、地租改正法公布から、二年三—五か月を経過した後であった。そして、これからわずか四—六か月後に、足柄県は廃止され、管轄のうち相模の部分は神奈川

県に合併されることになる。

なお、足柄県では、一八七四(明治七)年八、九月ころに、小作米金調査がなされている。内容は、旧来の地目位付のまま、例えば上田一反歩につき、一か年作付收穫物総額を此米二石とし、内訳として貢租・諸懸・小作所務・全徳米のそれぞれの額を書き上げ、村方から提出させたものである。しかし、この調査は、雛形として「小作米其外取調書上」、「何神社上知畑敷小作年貢其外取調書上」の二通を提出することが命じられており、しかもその提出期日は、県官が、村々の社寺領元朱印地・除地・大縄場上知の処分方法を定めるため廻村する日割に定めて定められている。例えば愛甲郡では県少属大越直温が、八月二十七日厚木町泊、二十八日小野村泊、二十九日中荻野村泊と巡回するが、この宿泊地へ出頭を命じられた村々は、右書上を明治七年八月付とし、九月一日以降に出頭を命じられた田代村などの村々は、明治八年九月付としている。おそらく、これら書上は、官員宿泊地へ出頭の際持参したものである(厚木市下荻野 難波武治家「明治七甲戌年五月吉日御用留」、愛川町田代 大矢多比家「社寺上知小作年貢其外取調書上」その他による)。したがってこれらは、社寺上知払下げの代金を定める資料として、早急に作成させたもので、地租改正事業とは直接関係をもった調査ではない。この小作米金調査は、前掲『静岡県史料』の「旧足柄県」の部分では同県の地租改正事業着手が遅延した理由の一つにあげている「社寺上地処分等ノ調査」の一環をなすものにはかならない。

旧神奈川県での さて、神奈川県では、一八七四(明治七)年七月三日、二二〇大区正副区戸長あてに、

地引絵図編製 一般地租御改正被仰出候ニ付、差向地引絵図編製方追々相違置候処、未タ成功不申出、不都合之至リニ付、右糴立

として不日官員出張為致候条、諸事承り合セ、速ニ地図落成候様、一同協利尽力可致、此段更ニ相違候事

七年七月六日

神奈川県令 中嶋 信行

との達を發し、前述一八七三年十月に命じた地引絵図作成を改めて督促した。そして、同日各大区一名ずつの地租改正取調総代人を任命し、「地引絵図を始め反別地価書上帳差出し方等諸事協議の上致すべき」ことを命じた(総代人名は『通史編』4 近

代・現代(1)一三四ページ・第四表)。ところで、さきに県が命じていた地引絵図は、すでに交付した壬申地券にもとづき地券税法を実施する心算に立ち、同地券交付後の土地点検を目的とするもので、したがって略図でよいとしていた。しかし、一八七四年三月の県「心得書布告」は、地租改正は壬申地券交付にかかわりなく、改めて土地調査をして実施することを明らかにし、これにともない地引絵図も、測量にもとづく正図の作成が要求されるにいたった。県は絵図作成遷延を「不都合の至り」などといっているが、仮りに村方が県の指示通り絵図を作成していても、改めて編製のやり直しをせねばならず、その労費は全く徒労に帰したのであろう。

ついで翌七日、右達しにもとづき「地引絵図編製方糴立又は伝法として」村々へ出張することになった県地租改正掛官員は、出発を前にして「申合せ」を行い、これもまた村方へ廻達された(注(1)に同じ)。この申合せを行った県官は権大属添田知通・少属中山信明・少属太田鎌吉・権少属千阪和一・権少属中村惟清・史生篠崎常孝・県掌石川直・県掌斉藤万三・一五等出仕中田藤蔵であった。彼らは、持場を分担し「各手当港出発、先ツ一順持場ヲ巡回し、絵図ノ仕立振、又は製し方等ヲ伝習、夫より事実不手廻村方江罷越、戸長村用掛等ヲ為立会、地図調製可致、尤実地之景況ニ依り各手持場内は三周之巡村隅々無残行届候様可致事」とし、作業時間を「毎日午前第七時出発、同十一時より二時迄休ミ、二時より六時迄場所調査可致事」と定め、調査方法が区々にならぬよう細部にわたり申合せ、これを各村にも廻達したものである。

厳密に測量して地図を編製することは、農民の手に余る作業で、官員の巡回・技術指導を必要とした。神奈川県地租改正事業は、実際には、この時をもって始められた。

第一一大区(南多摩郡のうち)では、右の廻達につづいて、ただちに、同大区担当官篠崎・太田の巡回が達せられ、「正副戸長は勿論、村用掛并小前之内五、六人集会待請候様」取り計らうことが命じられた(注(1)に同じ)。彼らの最初の巡回は表一



表1-55 地引絵図編製のための官員巡回表（第11大区）

1874(明治7)年	第 11 大 区	備 考
7月15日	3小区(上連雀, 下連雀, 牟礼, 北野, 新川, 中仙川, 井口新田)	昼 飯
	4小区(吉祥寺, 西窪, 関前, 境, 梶野新田, 関野新田)	
	5小区(田無, 柳窪新田, 南沢)	宿 泊
7月16日	6小区(前沢, 柳窪新田, 門前, 落合, 神山, 小山, 下里, 栗原新田)	午前10時頃着 昼飯 宿 泊
	7小区(上清戸, 中清戸, 下清戸, 清戸下宿, 中里, 日比田, 野塩, 南秋津)	
	8小区(桑川, 野口, 回り田)	
7月17日	1小区(野中新田与左衛門組, 同善左衛門組, 大沼新田, 鈴木新田)	昼 飯
	9小区(小川新田, 小川, 榎戸新田, 野中新田, 六左衛門組, 平兵衛新田, 回り田新田)	
	10小区(高木, 清水, 狭山, 蔵敷, 芋窪, 奈良橋)	宿 泊
7月18日	第12大区 1 小区(中藤, 横田, ツツ木)	昼 飯
	2 小区(箱根ヶ崎, 長谷部新田, 師岡新田, 石畑, 殿ヶ谷, 岸)	宿 泊

注 11大区2 小区は10大区巡村の組が巡回したのであろう。  
「地租改正掛筆誌 第11大区10小区表」(東大和市蔵敷 内野家文書)より作成。

五五のように行われている。

その後第一一大区には、八月中旬に、篠崎史生に同大区地租改正取調総代人下田半兵衛が帯同して巡回し、十三日には高木村で測量器械・水繩を用いて、午前耕地一か所、午後に山林一か所を「検地」し、実地に測量方法の伝習を行った。その上で同月十九日、同大区一小区の各村用掛・正副戸長は一同連印して、

今般地租御改正ニ付地引絵図編製方夫々御伝習委細承知仕候、因而ハ迅速測器相調へ、本月廿八日より取掛、精々地  
図相仕立可申候間此段御届ケ申上候以上

との届書を太田・篠崎担当官に提出した(注(1)に同じ)。こうして、第一一大区では、ほぼ八月末ごろから各村で、地図編製の測量作業が始められたのであった。しかし、同大区一小区蔵敷村での作業はようやく九月十二日に始められ、十一月二十五日限完了と上申しながら、実際に完了したのは十二月末になったと思われる。その作業日程の内容は表一五六のようである。

表1-56 第11大区10小区蔵敷村での地引絵図編製作業

1874(明治7)年	作 業 内 容	作業人員
9月22日	道路定杭	人足7人
23	雨天ニ付休	
24	田圃分間	人足6人
25	同断	人足6人
26	機械1組	人足6人
27	雨天ニ付休	
28	雨天ニ付休	
29	溜井境界調	
30	機械1組	人足5人
10月1日	午前 機械1組・午後 田圃調	人足6人
2	休	
3	機械1組	人足6人
4	雨天ニ付休	
7	下絵図調	
8	機械1組	人足6人
9	休	
10	機械1組	人足6人
11	午前 機械1組・午後 川敷并土場調	人足7人
12	下絵図調	
13	休	
14	機械1組	人足8人
25	石川史生巡回, 野取場検査	
26	下田半兵衛下図を一覧する	
11月3日	太田・石川両官戸長宅へ宿泊, 種々御談しあり, 翌日12大区1小区へ出立し帰港	
12月2日	総代人下田半兵衛来り, 12月25日までに絵図完成する旨の日延願いを出す	

注 原資料は表1-55と同じ

った。同小区の他の村々の作業も同じ様に遅れている。作業遅延の原因の一つに、測量の困難があった。そのため、第五大区(橘樹郡のうち溝ノ口村外三六か村)では、各小区戸長が協議し、共同で測量師(とその補助者二名)を三〇日間雇っている(「地租御改正ニ付測量掛エ手当取極簿第五大区」筑波大学蔵 川崎市高津区田村家文書)。

測量掛月給  
 一 金拾貳円五拾銭 関山与五郎江給与之分金拾四円也 日当金三拾三銭三厘

三毛 金貳円五拾銭 弁当代一日ニ付金八銭三厘三毛

一 金八円五拾銭 中等之もの日当金貳拾八銭三厘三毛

一 金七円五拾銭 下等之もの日当金貳拾五銭

右は地租御改正ニ付、測量之もの江手当方協議之上、確定いたし候事

明治七年七月廿九日

第五大区

老小区戸長

松原庄右衛門

(以下二一九小区戸長各略)

この測量師の給与は、県の下級官吏並みの額で、地図編製に従事する正副戸長の日当二五銭よりはるかに高い。五大区では、農民にとって重い負担となる測量師雇用をも行い、地図編製を急いだ。作業の早急な完成は、県へ提出した請書によって強要されていたからである。

御請<sup>(2)</sup>

今般地租御改正ニ付、田畑宅地及其他山林野税地等迄、村中悉皆之地形画図編製方纏立として御巡回被成、兼而先般御布告之御旨趣懇々御説諭ヲ蒙リ、夫々了解仕候、然ル上は、差向地図編製着手之儀、各小区測量地器械ヲ造シ、即今より取掛り、一同協力、奮而勉強し、凡左之日数割之通、成功候様可仕候、尤粗図認方出来次第御覧ニ入、尚御差図請候儀と可相心得と被仰渡、承知奉畏候、依之御請書差上申候、以上

第五大区八小区

本月四日ヨリ

一凡日数十五日

八月十九日ヨリ

一凡日数三十五日

九月廿三日ヨリ

一凡日数四十日

武蔵国橋樹郡

堰村

宿河原村

登戸村

右堰村用掛り

保谷 八代八<sup>㊦</sup>

右宿河原村用掛り

小倉 幾太郎<sup>㊦</sup>

右登戸村用掛り

井上五郎右衛門<sup>㊦</sup>

右八小区地租改正取調掛り

戸長 関山 象藏<sup>㊦</sup>

第五大区

片山 正義殿

(片山は第五大区の地租改正取調掛り総代人。なお小区によっては宛名を直接県担当官添田・千坂あてとしたところもある)

こうした請書の提出は、五大区のみならず全管下の村々に要求された。そして、一一大区にみた官員巡回による作業の厳しい指導・督責も、他大区で同様に行われた(八大区については、『町田市史料集』第七集参照)。五大区の進捗状況は八小区諸村(表一―五七)では一一大区よりやや早いようであるが、九小区菅村では、一八七四(明治七)年十二月三十日にいたって、「玉川附にて水災のごと、田畑変狂、殊に山林嶮岨のみならず周囲境界は各村接居り、思の外手数相掛り」、到底年内完成は難し

表1-57 第5大区のうち21か村における地引絵図編成予定期間

村名	期間	所要日数	備考
堰村	8月4日～8月18日	15日	9月15日迄猶予願
宿河原村	8月19日～9月22日	35	
登戸村	9月23日～11月1日	40	9月13日全図作成
上作延村	8月4日～8月15日	10	
平村	8月15日～9月10日	26	
下菅生村	8月11日～9月30日	20	
長尾村	～10月10日	10	
坂戸村	8月中旬～8月下旬	10	
新城村	8月下旬～9月上旬	10	
下小田中村	9月上旬～9月下旬	21	
上小田中村	9月下旬～10月10日	22	
諏訪河原村	8月中旬～8月下旬	7	
北見方村	8月21日～8月28日	8	
宮内村	9月上旬～9月中旬	10	
小杉村	9月上旬～9月下旬	15	
上丸子村	9月26日～10月10日	16	
高石村	8月12日～8月20日	7	
細山村	8月21日～8月31日	11	
金程村	9月1日～9月4日	4	
上菅生村	9月5日～10月10日	36	
五反田村	9月5日～10月10日	36	

注 川崎市高津区(田村家文書)より作成

いととして、七五年一月二十日までの日延願いを提出している(「御日延願」前掲田村家文書)。また、八大区では、七四年十二月十五日前後になって、「地図差出方一層至急勉励」のため担当中村少属の廻村がなされており、年内に地図完成をみない村が少なくなかったことをうかがわせる(前掲『町田市史料集』第七集)。県地租改正掛が、七四年十二月四日に県下各大区へ達した廻達<sup>(3)</sup>によると、「地図全備差出し方之儀、先般請書日限之趣も候得共、本月中ヲ限り差出し候儀と相心得、右順次之都合ヲ以取調可致候事、但天嶮山岳之地等ニ而意外手数相掛候共、来八年二月中ヲ限り、管下一般成功ノ筈ニ候」とあり、県全体としては、一八七五年三月には、ようやくほぼ地図編製を終えることができたとみられる。

野帳の作成  
(反別調査)

以上の地引絵図編製作業は、一村全地を、地目ごとに色分けして掲出し、さらにそれぞれ一筆(一枚)ごとの四囲境界を測量によって確定し、それらに地目にかかわらず貫番号(地番)を打ち、落地のないよう全地の掲出を図ったもので、一筆ごとの面積・所有者等についての調査は次の段階に属する。この次の作業の具体的方法は、地引絵図編製が終わりに近づいた一八七四年十二月四日、県地租改正掛から、各大区へ廻達された。その冒頭に、

地引画図編成差出相成候上ハ、先般御布告(注一明治七年三月三十一日布告)ニ基キ、段別調査并收穫・地価等検査之積ニ候得共、悉皆一時ニ検査ヲ遂候義ハ、事多端ニ涉リ、一村之卒業存外手数差重リ、却而錯雜ニ押及ヒ可申哉ニ付、方今漸次成功、地引差出方之順序ヲ以テ、来八年一月中々官員派出、先反別ヲ調査及ヒ巡回先ニ而改正反別申渡、夫々兼而御布達之通、收穫地価書上差出候儀と相心得、右ニ付反別調査方法并野帳書式等、別紙雛形ヲ以相達し候条、早々取掛、手操次第野帳可差出事

と、今後の改租事業の手順を示し、まず一筆ごとの反別調査を行い、その結果を「野帳」に編製することを命じた。すなわち、先の明治七年三月三十一日布告で命じた「反別地価書上帳」の作成に直ちに着手せず、まず、「野帳」(田畑其外反別取調野帳)作成にとりかかることとなったわけである。

作業の概要は、まず、実地に臨み、土地一筆ごとに、十字に縄を張って縦横の長さを量り、それにより一筆の面積を算出する。そして、さきに作成した地引絵図と照合し、そこに記載された地番の地から順次野帳に、字・地番・地目縦横の長さ・面積・所有者を一筆ごとに記載していく、というものである。こうして、ある地の所在・面積・所有者は、地番によって連結した地引絵図と野帳とによって表示されることになる。県は右作業の終了(野帳の提出)を持って反別検査を実施する。それは、耕地一筆ごとに、地番・所有者を記した畝杭を立てさせ、派出官員が現地で、地引絵図(切絵図||字限絵図)と畝杭を照合しつつ、地順に落地・重複地がないことを確かめ、うち二、三か所を丈量して、野帳記載の面積に誤りがないかを検査す

る。誤りがあれば、ときに一村全地の丈量やり直しをも命じる、というものであった。

そして、一村の反別検査が終わると、野帳に土地所有者各自の調印をとり、反別改正を申渡し、村から「旧新反別比較増減簿」を県へ提出させて、実地丈量の作業は終わりとなる。

反別調査（野帳作成）は、地引絵図完成に引き続いて行われた。第五大区では、一八七五（明治八）年二月二十三日から三月十一日にかけて、逐次村々に巡回して来た県官に対し、それぞれ三月十六、十七、二十、二十一、二十五、三十一日を日限として野帳を提出する旨の請書を差し出している（前述のように同大区で地図編製が最もおくれたとみられる菅村では、野帳差出しの期限も二十五日と下菅生村の三十一日に次いで遅くなっている―「御請」前掲田村家文書）。この請書差出しの日をもって、村方での反別調査作業開始とみてよいであろう。

一八七五年四月、県下地租改正事業の実質上の指揮者である添田権大属は、当時の管下での反別調査の進捗状況をもとに、以後における改租事業の「見据」を立て県令に上申した（「段別検査其他順次見据申上」浜田新太郎「地租改正雑集 式」福島正夫氏蔵）。

それによれば、県は、村方から請書をとりに野帳提出期限を四月中として作業を督促しているが、「村民之情願」を視察したところ、今はあたかも、田方は苗代を作り、畑方は麦作出穂前、養蚕地帯では桑葉が繁茂する前の時期にあたっている。農民は、まだ農繁期にならない今のうちに、反別調査を受けられるように競って勉強している。よって官側でもこれに応じて「非常之手配奮発」をしなければ、農繁期に入り農民は農事（民情ノ義務）に切迫され、機会を失し、事業が大幅におくれることになる、と述べている。すなわち、村方では野帳作成を農繁期前に済ますべく作業を急いでいたことがわかる。

そして、五月に入ると、第一二大区（多摩郡のうち七一か村）各小区正副戸長連名で県に対し、五月二十一―二十五日に各村か

ら野帳を提出するから六月十日までに反別調査を終えてほしいという強い申出がなされた(前掲「地租改正雑集 式」福島正夫氏蔵)。それによると、同大区では地引絵図完成後、「掛り御官員ヨリ伝習」された方法で「十字検地」を行いほぼ完成にいたったとき、「猶今般御巡廻之上、転変之御差図ヲ受、再三検地被仰渡当惑至極」であった。しかし、「人民私有之権ヲ失シ候而は、往々不相成義ニ付、百事ヲ投打頻ニ勉勵」している。ここに指摘されたように、土地丈量法につき、派出官員の指導は、途中で「転変」し、ために再丈量を余儀なくされ作業に遅延を来たしたのであった。農繁期前に反別検査を終えてほしいとする上述の要求には、一貫した指導をなしえなかった県に対する強い忿懣が込められている。この要求をうけた添田権大属の斤内廻議(前掲「地租改正雑集 式」)によると、このように反別検査の早急施行の必要に迫られているのは第一二大区だけでなく、多摩郡の第八、九、一〇、一一大区、高座郡の第一九、二〇大区の計七つの大区(いずれも養蚕地帯)も同様であるという。県は、この廻議にもとづき、第二二大区に対して、五月二十九日、「書面申立之趣、事情無余儀相聞候間、六月十一日ヨリ七月九日迄日数三十日之間猶予可致候条、右期限過去候ハ、検査順序無差間様可被致事」と、反別検査を農繁期後に延期することとし、他の七つの大区にも事実上同様の措置をとったのであった。そして、県はその養蚕繁忙期中、右八つの大区の担当官員を、他の非養蚕地帯の大区(第一一七、第一四一―一八大区)に分派し、これら大区担当官と協力してここでの反別検査を悉皆終了させてしまおうとした。以上の経緯をみれば、実地丈量の遅延が、県官指導の不手際に起因していることは明らかであろう。

さて、前述一八七五(明治八)年四月添田権大属の「段別検査其他順次見据申上」は、反別検査の作業計画を次のように立てていた。それは、(一) 第一大区は、村数は一〇か村ばかりなので第二大区に組み込む。そして、第二二〇大区に官員を一大区につき二名、計三八名を派出分担させる(この三八名の人名は『横浜市史』第三巻下 六六一ページに掲げられている)。管下の全



村数九一二、一か村平均して田畑山林の筆数(地番の数)約一五〇〇とすると、筆数総計一三六万八〇〇番となる。(一) これを三八名の官員が二名ずつ一九隊に分かれ、反別検査をすると、一隊一日に五〇〇番を検査するとして、全体で一日に九五〇〇番の検査をなしうる勘定となる。これにもとづいて日程を立てると、(二) 四月五―三十日まで二十二日間に二〇万九〇〇〇番の検査を終える。(四) 五月一日―六月三十日までの六十一日間に五七万九五〇〇番の検査を終える。(五) 同じ時期、さらに一九名を増員し、これに総代人一九名を加え、各大区それぞれ一隊を増加し、さらに五七万九五〇〇番を検査し、以上八十三日間で悉皆反別検査を終える(雨天の日は野帳の検算などにあてる)、というものであった。すなわち、県は、四月三十日までに村方の野帳作成(反別調査)を悉皆完了させ、六月三十日までに県の反別検査をすべて終えたと計画していた。そして、以後七月から九月の間に地価収獲調査をして、明治七年三月三十一日達で示した「反別地価書上帳」を作成し、改租事業を成功させ、十月中に、右の結果を「反別貢額旧新比較」表に編纂し、大蔵省へ進達の上許可の指令をうけ、一八七五(明治八)年から新租額施行の運びにする、との「見据」を立てたのである。

しかし、この「見据」は、前述のような経緯と「見据」の甘さとによって、大幅に遅延することになった。四月三十日に終わるはずであった村方での野帳作成(反別調査)は、第一二大区をとっても、早くとも五月一杯はかかっており、これら養蚕地帯大区の反別検査は、予定通りとしても七月十日の開始である。

さらに、五月十八日付で添田権大属・飯嶋中属が、「地租改正反別検査運搬ノ儀」を県令に上申したところによれば、これまでの反別調査の結果、前述のように一大区当たり七万番、管内計約一四〇万番とした予想は、大幅に相違し、「各大区漸次野帳ノ合計拾万番以上十五万番ニ及、概略管内総計二百三拾万番余ニ至リ可申、最前見込トハ百万番之増聴」が見込まれるにいたった。それで一大区への派出官員ら二名、戸長らを三手に分け反別検査を実施しても、平坦地の田畑宅地ならば一手一日

五〇〇番、一大区計一五〇〇番を検査しうるが、山林は、一手二〇〇番がやっとで、このままでは大幅に検査終了期日は遅れるとしている。よって添田らは、まず田畑宅地のみを検査し、山林は後にすることを提議したのである。県が、こうした措置をとっても、第一二大区など七つの大区は、検査を予定通りに行つたばあいでも一か月余りは要するので、これら大区の検査終了は、八月に入つてのことと推察できる。現に、第一一大区では、検査を終え、区長が残務処理を指示したのは八月四日のことである。この日、同大区の区長下田半兵衛は、一、九、八、一〇小区会所あてに次の廻達を發している。<sup>4)</sup>

当区内一般反別検査落成ニ付而ハ、兼而派出之官員ヲ談事置候検査済、諸請書并野帳認直し等被申付、未タ差出不相成村々ハ、拙者手許へ至急御差出相成候様御取計有之度、且出張之官員各所ニおゐて人足賃其外喫飯料払落之分も可有之候間、小区限村々へ御申談し、無腹藏請取書御差出可被成候、依而此段及回達候也

第八月四日

第拾壹大区々長 下田 半兵衛

足柄県での地引帳 さまにのべたように、足柄県の村方で、地引絵図編製・反別丈量調査にとりかかったのは、神奈川縣作成（反別調査）で、県による反別検査が終わり、地価算定作業に入つた一八七五（明治八）年十月のことである。これ

よりさき、足柄県では、壬申地券交付にあつて「地引絵図」・「地引帳」の作成を進めていたが、県は一八七五年十月にいたつて、「地租改正地引調査其他違書」（全一三条）を達し、事実上、これまでの作業のやり直しを命じた。これに対し管下地租改正総代人から、違書のいくつつかの箇条につき疑問が寄せられ、県はこれに答えるところがあつたが、十二月三日、足柄県地券掛は、各大区正副戸長に対し、「地租改正地引帳書式地引折□寸法書」を達し、地租改正総代人および各村への通達を命じた。これによつて、村方での「地租御改正地引帳」と「地引絵図」（字限地引および全図）作成作業が緒に付くこととなつた。

「地租御改正地引帳」は、神奈川県での「野帳」に当たるもので、「地引帳」・「地引絵図」とも、神奈川県とほぼ同一の書式である。

右の布達の直後、十二月四日に地租改正事務局から有尾敬重よしげらが韭山支庁いそやまに来て、これまでの調査状況をたずねるとともに、翌七六年を期しての新地租法施行を求め、指導・督促を行った。その結果は直ちに本庁へ通報されるとともに、管下各大地券掛へも報知された（「明治八亥年五月地券掛諸控 大矢武平」前掲大矢家文書）。

本年十二月地租改正事務局御用掛租税寮七等出仕有尾敬重・内務省御係真田右三郎・租税寮御係小寺成蔵入来、是迄之調等ヲ尋問、来九年ヲ期シ公布之通改正相成候様いたし度旨談有之候ニ付、従前取調之模様演述、且数件問合為来、調方ノ手續・差図ノ条款等別紙之通有之候間、此段及御報知候也

明治八年十二月十二日

韭山支庁

地券調所 印

本県

地券調所 御中

(別紙略)

有尾は、このとき、韭山支庁の「絵図面の義先般諸県改正局へ集会の際協議の通一分一間の縮図は一厘之間に仕立申候、尤最前五厘一間に取調候分、再調と申ては入費すくならず苦情もこれ有り候間、其儘据置申候」、「地引絵図へ」着色之儀道は朱にて、川溜井等は藍にて、堤堰は薄茶にて相分け、其他は着色いたさず、尤縮図は千葉県同難形通り着色いたし候」「絵図面には番号及田畑宅地の名称のみ相記し申し候」等という措置は、そのまま認めたが、実地丈量の方法については異議を唱え、「地引帳へ堅何間、横何間書入の儀、地形により堅も横も実地に当らざる分儘これ有り、不都合に付、一筆一ト繩に歩詰

致し難き所は、二繩にも三繩にも出歩・入歩を以歩詰の上」云々と、精密な丈量を求めた。次の足柄県地券掛の正副戸長あて達は、右の有尾の指示にもとづくものであらう（「地方要誌」厚木市温水 山口忠一家文書）。

地租改正ニ付、実地現歩仕出方之儀、十字繩ヲ以可取調旨、兼而相違置候処、右者十字繩ニ限り無之、実地斜詰或ハ図上斜詰成り、適宜取調不苦候、尤官員派出改之節ハ、十字繩相用候間、予而其段相心得、改之期ニ臨ミ、現歩ニ相違無之様、精密ニ可取調旨、村々へ至急御達可有之候也

明治八年十二月十三日

本県

地券掛

すなわち、実地丈量が後れた足柄県では、神奈川県と異なり、さらに精密な丈量が要求されたのである。

以後、村方での反別調査は急速に進められたが、この作業がまだ完了をみない一八七六（明治九）年四月十八日、足柄県が廃止され、同県相州の部分は神奈川県へ合併されることとなり、五月一日この旨が管下へ達せられた。

この時点で、相州部分村々の反別調査は、第一大区（神奈川県第二大区となる）では八割、第二大区（同第三大区）では九割、第三大区（同第三大区）では七割が完了し、完了した村では足柄県官員による反別検査が始められていた。このようなときの廃県は、村方で事業を担当していた者たちに大きな衝撃を与えた。すなわち、改租指導員官の交代によって、これまでの作業がすべてやり直しとなるのではないかという強い危惧の念を抱いたのである。よって、各大区の地租改正総代人は、廃県の達しをうけた翌五月二日、ただちに神奈川県権令野村靖あてに、連名の上願書を提出した（「明治八亥年五月地券掛諸控」前掲大矢家文書）。

地租改正調査方居置ノ儀願

御管下第二一大区・第廿二大区・第廿三大区地租改正総代人共、謹奉悃願候、這般地租改正調方之儀第廿一大区八歩通り、第廿式大区九

歩通、第廿三大区七歩通出来、既ニ旧県官員御派出之上、調査方御検査も相済候村方も有之、引統御検査可相願村々慰励従事罷在候、然ル処諸般御庁御指揮の如ク、再調ヲ促シ候節ハ、従前取調一モ用ユル処ナク、巨額ノ用費并村吏人民ノ苦情ヲ亦繪テ水泡ニ帰シ、実ニ惘然之至リニ御座候、此上取調替之御達有之候節ハ、前陳用費冗煩免ル可ラスハ勿論、改正急務之御論達モ自然悖戻候哉も難計推量仕候、何卒旧県制度ヲ以落成為致度、此段奉懇願候也

なおこのとき、旧足柄県相州部分への支庁設置願も同時に提出されている。

しかし、反別検査は、神奈川県合併後も、そのまま進められたごとくで、第二三大区に属する愛甲郡温水村では、五月二十七日から六月二十一日にかけて計二二六八二番の検査が行われ、引き続き地引絵図・地引帳の清書にとりかかっている（前掲「地方要誌」山口忠一家文書）。そして、神奈川県地租改正掛は、七月九日、同村はじめ一小区の村々に、地引帳を来る十五日までに提出するよう求めた。ところが、地引帳清書は大幅に遅れ、八月十四日、厚木町に出張してきた県一四等出仕天野喜四郎は、一小区の温水村など九か村、二小区の二か村に対し、

其村々請地引帳兼而日限之通り可差出筈ニ相心得居候処、其儀無之、右当手支庁江引換之期日ニ切迫し、甚タ以差聞候間、至急取揃へ差出し可被申、因之右申達候也

との督促を行っている。

後述のように、旧足柄県部分で、地価決定のための具体的な調査方法を最初に指示した「模範地位等級取調方心得」が達せられるのは、一八七六（明治九）年十月に入ることである。ここから推定すれば、旧足柄県部分で、地引帳が完成・提出を終えたのは、一八七六年九、十月のころであろう。

注

- (1) 「明治七甲戌年第九月ヨリ 地租改正掛筆誌 第十一大区拾小区長」 東京都東大和市藏敷 内野祿太郎家文書。
- (2) 「御請」 川崎市高津区 田村家文書。
- (3) 「坪詰之儀ニ付御達書」 前掲田村家文書、『町田市史料集』第七集 九六ページ。
- (4) 「明治八年第二月 反別調査心得書 右ニ関する諸廻達御派出相成御請書 第拾壹大区拾小区長」 前掲内野家文書。

## 二 地価決定作業

神奈川縣での 一八七五（明治八）年四月、反別検査担当官員が、巡回に先立って庁内で行った協議の席上、反別検査済み小作米金調査 後の作業の方針についても次のような申合せがなされた（前掲「地租改正雜集 式」）。

改正検査済ノ村々逐次地価収獲書上帳ノ義先般御布達（注一七年三月反別地価等書上方心得書布告）雛形ニ倣ヒ、差出方手操申渡ヘク、尤民情自己見込ノ儘書上サセ候而者、必地価低算ヲ以テ先トスルハ民慾ノ慣習ニ付、地位不適當ヲ記載スヘシ、然ル時者、再三調査等ノ手数ヲ重ネ、夫カ為ニ整理卒業ノ際会モ遅延候、サレハ其目途トスルノ概略方則ハ不日総代人迄達方及候趣ニ可申聞置事

但シ田畑ハ地味ノ肥瘠ヲ以小作上ノ多少、宅地ハ土地ノ盛衰、山林ハ海河運輸ノ便否ニ抛リ、地価昂低ヲ確定スルモノトス、故ニ見込申上、臆詮ヲ尽シ、長官ノ御決議ヲ乞、相達ノ義ト可心得事

ここから一八七四（明治七）年三月心得書布告にもかわからず、七五年四月まで具体的な収獲地価調査の方法は、何ら定まっていなかったことがわかる。そして、この申合せで、はじめて、収獲地価は人民の申告に任せることができないので近日その「概略方則」を総代人に達する予定であること、田畑の地価は、土地の肥沃度を小作料の多少にもとづいて定める方針である